

基本政策

5

誰もが生きがいを持てる
市民自治の地域づくり

- 「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。
- 地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

(川崎市基本構想)

政策の体系

基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

政策 5 - 1 参加と協働により市民自治を推進する

1 政策の方向性

- 急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。
- このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。
- また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。
- さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合 (市民アンケート)	30.3%	24.7%	40%以上
市政に対する市民の意見や要望を伝える機会や手段が整えられていると思う市民の割合 (市民アンケート)	18.1%	20.1%	25%以上

3 施策の体系

政策 5 - 1 参加と協働により市民自治を推進する

施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり



KAWASAKI
SDGs



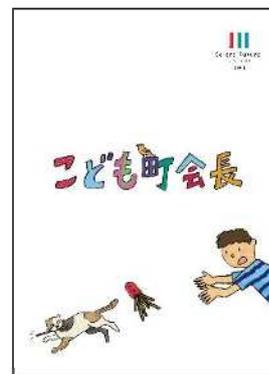
川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 都市によって異なる課題を効果的に解決するためには、市民に近い基礎自治体が、地域のニーズに応じた施策を実行するための権限や財源を確保することにより、自主的・自立的なまちづくりを進める必要があることから、国や県への働きかけを継続的に行うとともに、特別自治市制度の創設に向け地方分権改革の取組を進めています。
- 町内会・自治会について、自発的な加入や活動への参加促進のほか、自主的な設立に向けた支援を行っています。また、川崎市市民自治財団・かわさき市民活動センターと連携した市民活動のトータルサポートや、市民の相互支援をテーマにした「地域・社会貢献フォーラム」の開催、寄付月間キャンペーンにおける市民向けの広報の実施など、地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民の主体的な活動を支援しています。
- 市民、地域の団体、大学や自治体など、多様な主体との協働・連携による取組を進めていくためのしくみづくりや地域人材の発掘・育成、地域における課題解決の取組への支援などを進めています。
- 協働・連携ポータルサイト「つながっどKAWASAKI」等により、地域活動やボランティア活動などについて、イベント・講座、サークル案内、ソーシャルビジネス等さまざまな関わり方に応じた幅広い情報を発信し、多様な主体を公共的な活動につなげていくための取組を推進していきます。
- 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組として、地域の居場所「まちのひろば」の創出に向けたプロジェクトや、地域の取組を支援する区域レベルのプラットフォームである「ソーシャルデザインセンター」のモデル実施、及び「区における行政への参加の考え方」に基づく区民会議のリニューアルに向けた取組を推進しています。
- SDGs達成に向けた市内事業者の取組の「見える化」を行い、地域金融機関等と連携して事業者の取組を支援することで、市内におけるSDGsの取組の活性化を図るため、令和3（2021）年3月に川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」を創設するとともに、登録・認証された事業者のネットワーク化を図る「川崎市SDGsプラットフォーム」を立ち上げました。



地域・社会貢献フォーラム



若者の加入促進に向けた新たなアプローチ



「まちのひろば」創出職員プロジェクト
(コミュニティガーデンの創出に向けた準備作業)

2 施策の主な課題

- 持続可能で自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、市民の関心と理解を高めながら、特別自治市制度の実現を含めた地方分権改革に向けた取組を推進していく必要があります。
- 町内会・自治会が抱える担い手の不足やつながりの希薄化など従前からの課題に加え、デジタル化の急激な進展などの社会変容にも対応するため、活動の維持・拡大に対する支援の重要性はさらに高まっており、今後も安定的に地域活動に取り組めるよう、町内会・自治会への支援が求められています。
- 多彩な経験を持った高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっているとともに、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業など、公共領域の新たな担い手が増えていることから、地域課題や社会的課題の効果的な解決に向けて、地域人材の発掘、育成、支援などをさらに進め、市民をはじめとした多様な主体と協働・連携した市政運営や地域づくりを進めることが求められています。
- 川崎市市民自治財団やかわさき市民活動センターなどの全市的な中間支援機能のほか、ソーシャルデザインセンターにより、区域レベルにおける地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民が主体的に進める活動の支援に向けた取組を推進していく必要があります。
- SDGsの達成に向けては、本市自らが積極的に取組を進めるだけでなく、地域のさまざまなステークホルダーによる主体的な取組が不可欠であることから、多様な主体の連携によるSDGsのゴール達成に向けた取組を加速させるために、一層の支援が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 特別自治市制度の実現を含めた地方分権改革に向けた取組の推進
- ★ 町内会・自治会活動の活性化に向けた支援の推進
- ★ 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域づくりの更なる推進
- ★ 地域と多様な主体をつなぐコーディネート機能のしくみの機能強化
- ★ 新たな地域課題解決の担い手の発掘と市民活動促進に向けた支援の推進
- ★ SDGs達成に向けた多様なステークホルダーの連携と主体的な取組の促進

4 直接目標

- 多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
地域貢献活動 ^{※1} に関する取組にかかわったことのある人の割合 (市民アンケート)	19.8 % (平成27 (2015) 年度)	15.7 % (令和元 (2019) 年度)	21 %以上 (平成29 (2017) 年度)	23 %以上 (令和3 (2021) 年度)	25 %以上 (令和7 (2025) 年度)
町内会・自治会加入率 (市民文化局調べ)	63.8 % (平成27 (2015) 年度)	59.0 % (令和2 (2020) 年度)	64 %以上 (平成29 (2017) 年度)	64 %以上 (令和3 (2021) 年度)	64 %以上 (令和7 (2025) 年度)
市内認定・条例指定 NPO 法人数 (市民文化局調べ)	8 団体 (平成26 (2014) 年度)	14 団体 (令和2 (2020) 年度)	14 団体以上 (平成29 (2017) 年度)	22 団体以上 (令和3 (2021) 年度)	30 団体以上 (令和7 (2025) 年度)
「かわさきSDGsパートナー」登録・ 認証事業者数 (総務企画局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	607 ^{※2} 者 (令和3 (2021) 年度)	-	-	2,050 者以上 (令和7 (2025) 年度)

※ 1 地域貢献活動とは、町内会・自治会活動、ボランティア活動、地域のイベントへの参加（オンライン上も含む。）など

※ 2 令和3（2021）年 11 月 26 日現在

※ その他成果指標として「SDGsの達成に向けて行動している人の割合」を設定しますが、現在調整中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3（2021） 年度	令和4（2022）～7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
地方分権改革推進事業 「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、分権型社会の実現に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに向けた「提案募集方式」の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・提案募集方式の活用に向けた検討・調整、他都市等と連携した取組の推進 ●特別自治市制度の実現に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国等への要請の実施 ・普及啓発の取組の実施 ・移行に向けた調査・研究の実施 ●県市間の適切な役割分担に向けた検討・調整 <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲の推進 ●「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改訂及び推進 <ul style="list-style-type: none"> ・方針の改訂（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案募集方式を活用した権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに関する取組の推進 ・特別自治市制度等の実現に向けた要請等の実施 ・特別自治市制度の理解促進を目的としたパネル展示、冊子配布等の実施 ・指定都市市長会との連携による経済団体等を対象とした取組の実施 ・特別自治市制度に関する調査・研究の実施 ・権限移譲に向けた検討及び県との協議の推進 ・改訂された方針に基づく取組の推進 	事業推進
多様な主体による協働・連携推進事業 市民、地域の団体、大学や自治体など、多様な主体が主体的に地域課題解決に向けて取り組めるような環境を整備するとともに、多様な主体との協働・連携の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「まちのひろば」プロジェクト及び「ソーシャルデザインセンター」の創出・運営支援に向けた取組等の推進 ・「基本的考え方」に基づく取組の推進及び検証 ●地域人材の担い手拡充に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング事業の実施 ●協働・連携ポータルサイト「つながってKAWASAKI」を活用した支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・R2サイトアクセス件数：24,135件 ・運用状況や運営上の課題に応じた機能拡充による市民参加の支援 ●企業、大学、他自治体などの多様な主体と、それぞれの得意分野や地域特性を活かした協働・連携の取組の更なる推進 <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結数：企業：392件、大学：75件、※R2.12現在 ・多様な主体との協働・連携の取組の更なる推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちのひろば」プロジェクト及び「ソーシャルデザインセンター」の創出・運営支援に向けた取組等の推進 ・「基本的考え方」に基づく取組の推進及び検証 ・プロボノワーカー（仕事で培った経験やスキルを活かしたボランティア活動を行う人）と市民活動団体等とのマッチング事業の実施 	事業推進

事務事業名	事業内容・目標	
	現状 令和3(2021) 年度	令和4(2022)～7(2025)年度
自治推進事業 自治基本条例の理念等を周知するとともに、パブリックコメント手続制度や住民投票制度などの「自治基本条例」に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●自治基本条例の理念等の広報・普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発の実施 ・区役所や関係施設のモニター等を活用したパブリックコメント手続制度や住民投票制度等の周知・広報 ●若者など多様な市民の参加の促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催及び市民参加の推進に向けた調査、手法の検討 ・継続実施 ●パブリックコメント手続制度及び住民投票制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・R2パブリックコメント手続実施件数：41件 ・制度の運用 	令和8(2026)年度以降 事業推進
地域振興事業 地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである町内会・自治会の活動を支援することにより、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」に基づく区と連携した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会活動応援補助金制度の構築及び実施 ・広報媒体を活用した活性化支援等の実施 ・きめ細かい活性化支援の実施 ・地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、補助制度の適正な運用の実施 ・町内会・自治会の個別事情に応じて求められる、きめ細かい活性化支援の実施 ●「町内会・自治会への依頼ガイドライン」に基づく、町内会・自治会の負担軽減に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・負担軽減に向けた取組の推進 ・市広報物の一括配送の開始（R2） ・市広報物の一括配送など、町内会・自治会の負担軽減に向けた取組の継続実施 ●町内会・自治会館の整備に関する補助による建替、耐震改修等の支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付 ・継続実施 ●自治功労者表彰等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・表彰等の実施 ・地域福祉の増進及び住民自治の振興発展に貢献し、特に顕著な功績のあった町内会・自治会長等の表彰の実施 ●市民自治財団の機能強化に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・機能強化に向けた取組の実施 ・市民自治活動に資する取組への支援の実施 ・新総合自治会館の利用促進 ・町内会・自治会活動の活性化を支援する市民自治財団の機能強化に向けた取組の実施 ・新総合自治会館における市民自治活動に資する取組への支援の実施 ・市民自治財団と連携した、地域活動に寄与する新総合自治会館の利用促進 ●町内会・自治会等と連携した多摩川美化活動・市内統一美化活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・R2参加者数：32,073人（合計） ・多摩川美化活動・市内統一美化活動の実施 	事業推進
市民活動支援事業 市民が行う自由な社会貢献活動である市民活動を活性化させるため、「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動の中間支援機能を強化する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動支援の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・R2施設等利用団体数：2,246団体 ・「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動支援の促進 ●「かわさき市民活動センター」の機能強化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク化の推進 ・支援メニューの実施 ・市内のさまざまな市民活動の中間支援組織のネットワーク化の推進 ・多様な主体の協働・連携を促進する支援メニューの実施 ●市民活動中の事故に対する「市民活動（ボランティア活動）補償制度」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
NPO法人活動促進事業 NPO法人(特定非営利活動法人)活動の発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとともに、法人への寄付促進に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人の設立認証、情報公開、監督等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・設立事務説明会、出張相談会の実施及び監督・指導等の実施 ●NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用 ・説明会の開催 ●NPO法人運営の基盤整備・強化に向けた支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織と連携した支援等の実施 ・運営基盤強化に向けた取組の実施 ●市民による相互支援や寄付文化の醸成に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム等の開催 ・理解促進に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・市特定非営利活動法人審査会からの今後の運用の方向性に関する答申に基づく運用の実施 ・認定・条例指定制度説明会の開催 ・かわさき市民活動センターなど中間支援組織と連携した支援等の実施 ・専門家による個別相談等の運営基盤強化に向けた取組の実施 ・企業、市民とNPO法人の連携を促進するフォーラム等の開催 ・全国的なキャンペーンである寄付月間にあわせた取組の実施 	事業推進
SDGs未来都市推進事業 SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」と「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用により、多様なステークホルダーとの連携強化を図り、SDGsの達成に向けた取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・登録・認証事業者の募集と認定 ●「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用による事業者間の連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供やセミナー開催、マッチング支援などプラットフォームによる登録・認証事業者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でSDGsに取り組む事業者の登録・認証による多様なステークホルダーとの連携推進 ・プラットフォームを通じたSDGsに取り組む事業者のネットワーク化の推進 ・SDGsに取り組む事業者の支援 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 広聴については、「かわさき市民アンケート」、「車座集会」、「市長への手紙」などを通して、市政に対する提案等、市民の声を集め、市民視点に立った市政運営や事務改善の契機として、積極的に活用しています。
- 広報については、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、市政だよりをはじめ、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等のさまざまなメディアを活用するなど、市の施策や取組等の情報を積極的に、より分かりやすく、かつ、伝わるように発信しています。
- 市政の透明性を確保するため、公文書等の行政情報を積極的に開示するとともに、的確に保存・管理し、活用しています。

2 施策の主な課題

- 広聴については、市民の声が行政にしっかりと伝わるような身近な市政を推進するために、市民の声を多面的、戦略的に収集・調査するとともに、積極的に施策や取組に活かしていく必要があります。
- 広報については、市の施策や取組等の情報をよりさまざまな世代の市民に伝わるようにするため、紙媒体だけでなく、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等の活用など、メディアミックスによる効果的な情報発信を継続的に実施していく必要があります。
- 行政のデジタル化が進む一方で、今後も個人情報の適正な管理や保護が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 市民のさまざまな「声」の戦略的な収集と、市民視点に立った市政運営や取組への一層の活用の推進
- ★ 『受け手の行動喚起を意識した広報』のための広報媒体・手法の強化・充実
- ★ 情報・通信分野の技術の変化に対応した適切な情報発信
- ★ 個人情報保護法の改正等を踏まえた個人情報の適正な管理の推進

4 直接目標

- 市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
コンタクトセンター内サンキューコール かわさきの対応満足度 ※5点満点 (総務企画局調べ)	4.9 点 (平成27 (2015) 年度)	4.9 点 (令和2 (2020) 年度)	4.9 点以上 (平成29 (2017) 年度)	4.9 点以上 (令和3 (2021) 年度)	4.9 点以上 (令和7 (2025) 年度)
必要な市政情報を得ることができ いると思う人の割合 (市民アンケート)	37.5 % (平成27 (2015) 年度)	40.9 % (令和元 (2019) 年度)	39 %以上 (平成29 (2017) 年度)	42 %以上 (令和3 (2021) 年度)	45 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
広聴等事務 市民との直接対話や、手紙、FAX、メールなどの身近な手段により、市政に対する声を広く収集します。また、市政に対する市民の意識を調査するため、かわさき市民アンケートを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「車座集会」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・団体参加型やテーマ設定型などさまざまな手法による開催 ●「市長への手紙」の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> R2受理件数：4,953件 ●「かわさき市民アンケート」による幅広い市民意見の聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき市民アンケートの実施 ・戦略的なアンケート手法の構築に向けた取組の推進 ●市民ニーズの的確な把握に向けた職員の意識や能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を収集・分析し、市政運営に活かす取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「車座集会」により、市長と市民等との直接対話を通して、その声を市政運営に反映するためのさまざまな手法による取組の推進 ・「市長への手紙」により、市民から寄せられた声を貴重な情報として市政運営に反映するための継続的な取組の推進 ・「かわさき市民アンケート」により、市政に対する市民のさまざまな声を把握するための継続的な取組の推進 ・広聴業務に携わる職員のスキルアップや全庁的な人材育成に向けたサポート体制の推進 	事業推進
コンタクトセンター運営事業 コンタクトセンターで受け付けた案件に迅速、親切、的確に対応し、可能な限り回答することにより、市民の利便性と満足度の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●コンタクトセンターの適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・市政に関する問合せ、意見、相談等に対応する「サンキューコールかわさき」の運用 ・本庁舎代表電話交換業務 ・各区役所・支所代表電話交換業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンタクトセンターを適切に運用し、利用者の更なる利便性及び満足度の向上を図るための取組の推進 	事業推進
区相談事業 各区に相談窓口を設け、日常的な悩みごとから、法律的な専門相談まで問題解決の助言等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民生活・市政等相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談の実施 ●弁護士や司法書士等による法律、土地・建物の登記などの相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談の実施 ・オンライン相談の導入及び運用状況の検証 ●相談予約コールセンターの運用及び今後の拡充に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民からの日常的な悩みごとに関する相談への助言、適切な窓口の紹介などの実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
広報事業 あらゆる広報媒体を活用しながら、市の制度や施策から暮らしに関する手続、イベントや本市の魅力に関する情報まで、市政に関するさまざまな情報を市民にわかりやすく、効果的に伝えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「市政だより」による効率的・効果的な情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・紙面リニューアル(5月号から) ●市ホームページによる市政情報・本市の魅力に関する情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・R2月平均ページ閲覧回数：10,118千回 ●情報プラザの運営や広報コーナーの活用による市の制度・施策の積極的な広報活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の推進 ・情報プラザの新北庁舎移転に向けた取組の推進 ・デジタル化に伴う、情報プラザ機能のあり方の検討 ●広報出版物等の発行による市政情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「カワサキノト 川崎市市勢要覧」の発行 ・市民便利帳「かわさき生活ガイド」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙面の更なる充実など「市政だより」をわかりやすいと感じるための取組の推進及び他メディアとの連携による効果的な情報発信 ・市民にとって必要な市政情報等をわかりやすく効果的に情報発信するための取組の推進 ・情報プラザ等を活用した継続的な広報活動の推進 ・さまざまな広報出版物等を活用した効果的な市政情報の発信に向けた取組の推進 	事業推進
放送事業 テレビ・ラジオ等のメディアを活用して、市政等に関する情報をタイムリーかつ積極的に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ・ラジオによる広報番組の放送等を活用した、分かりやすく、親しみやすい情報のタイムリーな発信 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオを活用した市広報番組の制作・放送 ・各媒体とのメディアミックスによる効果的な情報発信 ●市内唯一のコミュニティ放送局である「かわさきエフエム」の認知度向上及び経営改善支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報及び安全安心情報の発信 ・地域のつながりの場としての価値の創出 ・経営改善支援 ●JR川崎駅の大型映像装置(大型サイネージ)による市政情報等の放映 <ul style="list-style-type: none"> ・動画を使った効果的な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオを活用した番組制作・放送及び各媒体とのメディアミックスによるタイムリーかつ積極的な情報発信 ・「かわさきエフエム」の認知度向上及び地域のつながりの場としての価値の創出の取組の推進 ・継続実施 	事業推進
情報公開推進事務 市民の知る権利を保障し、開かれた市政を実現することを目的として、総合的な情報公開制度の運用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●法改正を踏まえた個人情報保護制度の検討及び対応 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の検討及び対応 ●個人情報保護委員との連携による相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・委員と連携した相談の実施 ●情報提供制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公文書の情報提供の推進 ●番号法の施行に伴う個人情報保護制度の適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価の第三者点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 川崎区において3管区に分散している機能・体制を見直し、申請・届出業務を川崎区役所に一元化して行政サービスの質・量を今まで以上に確保することや、支所庁舎の建替えに向けた取組を推進することなどを基本的な考え方とする、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」等を策定しました。
- 宮前区役所向丘出張所については、共に支えあう地域づくりとコミュニティ形成を推進する身近な地域の拠点を目指し、今後の一層の活用に向けた取組を進めています。
- 暮らしやすい地域社会の実現をめざして、これまでの区民会議をリニューアルし、参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論する、「新しい参加の場」の取組を進めています。
- マイナンバーカードの更なる普及促進に向けた取組を推進し、川崎市マイナンバーカードセンターの設置等を行いました。
- 高経年化が進む区役所等庁舎について、必要な改修・補修や効率的・効果的な整備を進めています。多摩区役所生田出張所については、従来の出張所機能に加え、身近な地域の拠点として多くの人々が利用し、集い合える場として、新庁舎を整備し、令和3（2021）年6月に供用を開始しました。



地域づくりに向けた職員育成研修の様子



多摩区役所生田出張所オープニングイベントの様子

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

2 施策の主な課題

- 「新しい参加の場」については、参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論するため、これまでの区民会議における課題等を踏まえ、「より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充」、「弾力的に運用できる柔軟なしくみ」、「地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進」を制度運用の方向性と位置づけ、令和6（2024）年度の本格実施に向けて、各区において取組を進め、さらに市民自治を推進していく必要があります。
- 利便性の向上や分かりやすい窓口サービスの提供に向け、デジタル化等の社会環境の変化を踏まえた区役所機能のあり方を検討する必要があります。
- 市民が快適にサービスを受けられ、かつ、庁舎を身近な地域の拠点として活用していけるよう、効果的な庁舎整備を行う必要があります。
- マイナンバーカードの交付率向上の取組を進めるとともに、デジタルデバインドにも配慮した更なる普及促進に取り組む必要があります。また、マイナンバーカードの普及にあわせ、カードに搭載された電子証明書の住民記録・戸籍関係手続への活用の検討が求められます。

3 施策の方向性

- ★ コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す区役所機能の更なる強化
- ★ これまでの区民会議に替わる新しい参加の場としての「地域デザイン会議」の取組の推進
- ★ デジタル化等の社会環境に対応した、利便性が高く分かりやすい窓口サービスの提供
- ★ マイナンバーカードの更なる普及促進や区役所区民課等における各種手続への電子証明書の活用
- ★ 区役所等庁舎の効率的・効果的な整備

4 直接目標

- 市民満足度の高い区役所サービスを提供する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
区役所利用者のサービス満足度 (市民文化局調べ)	97.1 % (平成27 (2015) 年度)	99 % (令和元 (2019) 年度)	98.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	98.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	98.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
個人番号カード交付率 (市民文化局調べ)	平成28 (2016) 年 1月から交付開始	30.9 % (令和2 (2020) 年度)	7 %以上 (平成29 (2017) 年度)	20 %以上 (令和3 (2021) 年度)	85 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
区役所改革推進事業 区役所では、地域課題の解決に向けて、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを進めるとともに、市民の主体的な活動を促進する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「区役所改革の基本方針」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の推進 ・「区における行政への参加の考え方」に基づく取組の推進 ●「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の策定及び方針に基づく取組の推進 ●「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」に基づく、区役所、支所、出張所等を取り巻く状況の変化を踏まえた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・支所・出張所の「身近な活動の場」等としての活用策の検討・実施 ・「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」の策定(予定) ・証明書発行件数の推移等の検証 ・行政手続のオンライン化、デジタル化を踏まえた取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の推進及び検証 ・区民会議に替わる新しい参加の場としての「地域デザイン会議」の試行実施・検証及び本格実施 ・地域をコーディネートできる職員研修の実施 ・支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化(機能再編)(R5完了予定) ・支所・出張所の「身近な活動の場」等としての活用策の検討・実施 ・「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進 ・証明書発行件数の推移等の検証及び証明書発行体制のあり方の検討 ・行政手続のオンライン化、デジタル化を踏まえた取組の検討 	事業推進	
区役所サービス向上事業 市民の満足度が高い区役所をめざしてサービス向上の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の声を踏まえた区役所サービス向上の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上の取組の実施 ・第2・4土曜日の区役所窓口開設の実施 ・臨時窓口開設の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所サービス向上指針評価・研修の実施 ・第2・4土曜日の区役所窓口開設の実施 ・混雑期の臨時窓口開設の実施 	事業推進	
戸籍住民サービス事業 区役所、出張所において届出の受理や証明書等を発行するとともに、マイナンバーカードの普及やコンビニエンスストアでの証明書交付を推進することにより利便性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務等の迅速かつ確かな提供 <ul style="list-style-type: none"> ・的確な事務提供 ●マイナンバーカードの普及促進等の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・普及促進等 ・自動交付の利用促進 ・マイナンバーカードセンター及びコールセンターの設置(R2) ●区役所事務サービスシステムの更改・運用 <ul style="list-style-type: none"> ・新システムの更改・運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な事務の提供及び戸籍情報システム稼働に向けた対応の実施 ・マイナンバーカードの普及促進 ・コンビニエンスストアでの戸籍・住民票等の証明書の自動交付の利用促進 ・新システムの運用 	事業推進	
地域課題対応事業 各区役所が主体となって、区民の参加と協働により地域の身近な課題解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりに向けた事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各区役所が主体となった地域の身近な課題解決に向けた事業の企画・実施 <ul style="list-style-type: none"> R2事業数：274事業 ●各区の魅力ある地域資源を活かした区づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画・実施 ・継続実施 	事業推進	各区役所での「地域課題対応事業」の取組については、区計画に掲載しています。

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

政策体系別計画

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
区役所等庁舎整備推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 区役所等庁舎について、必要な改修・補修や、効率的・効果的な整備を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所等庁舎の改修・補修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・改修・補修の実施 ●機能再編に伴う庁舎整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づく検討 ・宮前区役所新庁舎の執務環境等の検討 ・多摩区役所生田出張所新庁舎供用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所等庁舎の改修・補修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い庁舎づくりに向けた取組の実施 ・庁舎機能を維持するための適切な改修・補修の実施 ・新たな時代に対応した庁舎環境整備の推進 ●機能再編に伴う庁舎整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎区役所改修設計及び改修工事の実施（R5完了予定） ・支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討と合わせた大師・田島支所庁舎の建替えの推進 ・宮前区役所新庁舎整備に向けた取組及び「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進 ・（仮称）大師支所・田島支所複合施設供用開始（R9予定）

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

1 政策の方向性

- 社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市民一人ひとりの人権や平和に対する意識が高いと思う市民の割合 (市民アンケート)	20.1%	23.3%	30%以上

3 施策の体系

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

施策5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 令和元（2019）年12月に「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体、NPO・NGOなど多様な主体との協働・連携により、人権尊重教育や人権思想の普及、人権擁護の取組のほか、同条例に基づき、邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しています。また、令和2（2020）年3月には「第6次子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利保障の取組を推進しています。
- 令和2（2020）年7月に、性的マイノリティ当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を創設するなど、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組を進めています。
- 本市には現在45,000人を超える外国人市民が暮らしており、今後もさらに増加が見込まれる中、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざした取組を進めています。



かわさき人権フェア

2 施策の主な課題

- すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するための取組を進めるとともに、多様性が尊重され、誰もが参加し活躍できる社会の実現へ向け、市民の問題意識も高まってきていることから、性的マイノリティをはじめとする多様な市民の権利を尊重する取組を進める必要があります。
- 多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしていける地域社会をつくるため、外国人市民を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 平和を脅かす世界規模の人権問題や飢餓、貧困など、新たな課題を理解することで平和を愛する心を育み、共に生きる地域社会の実現に向けた平和意識の普及を促進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりの推進
- ★ 国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことのできる「多文化共生社会」の実現に向けた取組の推進
- ★ 子どもの権利を尊重する社会づくりに向けた取組の推進
- ★ 平和意識の更なる普及に向けた取組の推進

4 直接目標

- 平等と多様性を尊重する意識を高める

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合 (市民アンケート)	40.6 % (平成27 (2015) 年度)	38.2 % (令和元 (2019) 年度)	41 %以上 (平成29 (2017) 年度)	41 %以上 (令和3 (2021) 年度)	41 %以上 (令和7 (2025) 年度)
子どもの権利に関する条例の認知度 (子どもの権利に関する実態・意識調査)	45.0 %(子ども) 31.9 %(大人) (平成26 (2014) 年度)	52.5 %(子ども) 33.2 %(大人) (令和2 (2020) 年度)	47 %以上(子ども) 33 %以上(大人) (平成29 (2017) 年度)	52 %以上(子ども) 41 %以上(大人) (令和2 (2020) 年度)	55 %以上(子ども) 44 %以上(大人) (令和7 (2025) 年度)

※ その他成果指標として「他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度
人権関連事業 人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」及び「人権施策推進基本計画」に基づき、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する川崎らしい人権施策を、平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重しながら推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●人権意識の普及に向けた取組の推進 R2 市人権学校等の参加者数：310人 ・かわさき人権フェアや人権学校等の開催 ・さまざまな広報媒体を活用した啓発の実施 ●人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進 ・人権侵害による被害に係る支援の実施 ・かわさき人権相談ダイヤルの実施 ・人権侵害による被害の救済に資する情報提供の実施 ●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 ・不当な差別的言動の解消に向けた各種の取組の実施 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組・啓発の実施 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の適切な運用の実施 ・インターネット上への差別的書込みに対する対策の実施 ●拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進 ・「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」等の開催 ・継続実施 ●性的マイノリティの人々の人権に関する取組の推進 R2 中小企業向け LGBT セミナーの参加企業数：16社 ・意識の啓発や当事者に向けた取組等、性的マイノリティ理解促進に関する取組の実施 ・パートナーシップ宣誓制度の運用の実施 ●人権尊重のまちづくり推進協議会の運営 ・協議会の運営 ・継続実施 ●人権に関する市民意識調査の実施 ・市民意識調査の実施（R2） ・市民意識調査の実施 	事業推進
同和対策事業 同和問題をはじめとする人権問題への正しい理解を深めるため、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発冊子・物品等の配布等による同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ・啓発の実施 ・継続実施 ●関係団体が実施する研修会や人権・同和対策生活相談事業等への支援をはじめとする連携した取組の推進 ・個別事案への対応 ・継続実施 	事業推進
外国人市民施策推進事業 多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしている地域社会をつくるため、多文化共生社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「多文化共生社会推進指針」に基づく取組の推進 R2 多言語化した資料の合計言語数：517 言語 ・指針に基づく取組の推進 ●市多文化共生社会推進協議会の運営 ・協議会の運営 ・継続実施 ●外国人市民代表者会議の運営 R2 ニュースレター発行数：12,700部 R2 オープン会議参加者数：0人（中止） ・会議の運営及び提言を踏まえた取組の推進 ・代表者の募集・選考 ・外国人市民代表者会議ニュースレターの発行 ・外国人市民代表者会議オープン会議の開催 ●外国人市民意識実態調査の実施 ・実態調査の実施（R1） ・実態調査の実施 ●外国人の相談や手続に係る多言語対応の支援の実施 ・多言語対応の支援の実施 ・継続実施 ●外国人相談支援体制の検討 ・相談支援体制の検討 ・外国人相談支援体制の充実に向けた検討 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度		
				令和8(2026)年度以降
子どもの権利施策推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した広報・意識普及の促進 ・事業実施 ●さまざまな世代に向けた広報資料による意識普及の促進 R2広報資料配布部数：175,420部 ●「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 ・第6次行動計画に基づく取組の推進 ●「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 ・調査実施（R2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな広報媒体を活用した取組の推進 ・子どもの権利の理解を深める取組の推進 ・第7次行動計画の策定 ・調査実施 	事業推進	
人権オンズパーソン運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談に対する助言及び支援 ・救済申立てに関する調査・調整等の実施 ・相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンズパーソンの運営状況の公表 ・市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 	事業推進	
平和意識普及推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 政令指定都市で初めて行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を継承し、平和意識の普及に向けた取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の自治体と連帯・連携した「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識普及に向けた取組の推進 ・「原爆の日」等の平和祈念の取組の実施 ・平和な地域社会の実現に向けた「平和を語る市民のつどい」の開催 	事業推進	
平和館管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 原爆や川崎大空襲など、戦争の被害等を後世に伝え、平和の大切さと平和を尊重する意識向上に向け、「平和館」を運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●平和意識の普及に向けた取組及び支援 ●計画的な施設の補修等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆や川崎大空襲など、戦争を後世に伝えるための常設展示及び企画展の開催 ・館外での平和啓発を推進する「巡回平和展」の全区開催 ・平和を脅かす人権・飢餓・環境問題などの企画展等の開催 ・展示の検討に向けた取組の推進 ・ホームページや市政だより、チラシ・ポスター等を通じた平和館事業の周知 ・平和推進補助金の交付を通じた、平和活動への意識啓発や支援の実施 ・平和問題の研究調査や戦争に関する証言・資料の収集及び整理 ・継続実施 	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

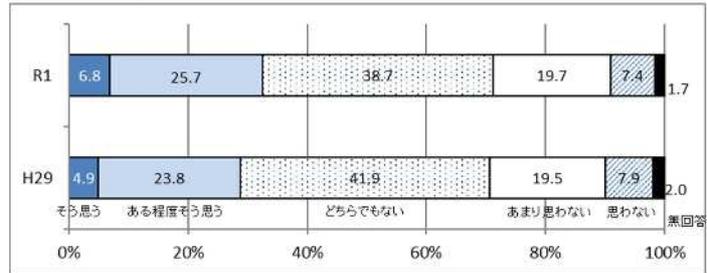
施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進



1 これまでの主な取組状況

- 「男女平等かわさき条例」の基本理念や平成27（2015）年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえ、平成30（2018）年3月に「第4期男女平等推進行動計画」を策定し、社会のあらゆる分野で誰もが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた普及啓発を推進しています。
- 女性の活躍推進及びワーク・ライフバランスを推進するため、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業を対象とする「かわさき☆えるぼし」認証制度を平成30（2018）年度に創設し、性別に関わりなく、個性と能力を十分に發揮して働ける環境整備を促進しています。
- これまでの取組を踏まえながら、DV（配偶者等からの暴力）被害の複雑化や被害状況の多様化など、さまざまな課題に対応するため、被害者支援の充実及び被害を未然に防ぐための取組の強化を図ることとし、令和2（2020）年2月に「第3期DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、関係機関等と連携・協力のもと、取組を推進しています。

性別にかかわらず、自分の個性や能力を發揮できる状況であると思う市民の割合



資料：市民アンケート（川崎市）

2 施策の主な課題

- SDGsのジェンダー平等に係る「目標5」と方向性を共有する「男女平等推進行動計画」のもと、形式的平等にとどまらず、「公正」な社会における実質的平等の確保を伴う男女平等の推進に向けて、性別にかかわらず、すべての個人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 本市における女性の就業者数は増加傾向となっていますが、職業生活における女性の活躍推進については、女性の労働力率（15歳以上の人口における労働力人口の割合）を年齢階級別に見ると、結婚や出産の多い年代で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブを依然として描いていることなどを踏まえ、「職業生活と育児・介護など家庭生活の両立」や、「職業生活における女性の力の十分な發揮」、「企業における取組の推進」などに取り組む必要があります。また、そのためには、長時間労働を前提とする働き方によって仕事中心の生活になりやすい男性の家庭生活への参画促進や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進にも一体的に取り組む必要があります。
- DVなど人権を著しく侵害する暴力を未然に防ぎ、被害者に対する迅速で適切な支援が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女共同参画に係る教育・啓発の推進
- ★ 職業生活における女性の活躍推進と家庭生活における男性の参画促進、働き方改革の一体的な推進
- ★ 困難を抱える女性の支援などの地域課題に対応する地域における男女共同参画の推進
- ★ DV防止・被害者支援基本計画に基づく取組の推進

4 直接目標

- 性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合 (市民アンケート)	31.2 % (平成27 (2015) 年度)	32.5 % (令和元 (2019) 年度)	33 %以上 (平成29 (2017) 年度)	33 %以上 (令和3 (2021) 年度)	33 %以上 (令和7 (2025) 年度)
市の審議会等委員に占める女性の割合 (市民文化局調べ)	31.5 % (平成26 (2014) 年度)	31.1 % (令和2 (2020) 年度)	37 %以上 (平成29 (2017) 年度)	40 %以上 (令和3 (2021) 年度)	40 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
男女共同参画事業 「男女平等かわさき条例」の基本理念に基づき、社会のあらゆる場で誰もが、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。		●男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 ・第5期計画の策定 ・第5期計画に基づく取組の推進及び第6期計画の策定	事業推進
		●男女共同参画社会の形成の促進に向けた普及啓発の実施 R2フォーラム参加者数：288人 ・「男女平等推進週間」等における普及啓発の実施 ・「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」による情報と活動成果の共有 ・すくらむネットと合同開催のフォーラム等を通じた普及啓発の実施	
		●「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組の促進 かわさき☆えるぼし認証企業数：59企業 ・中小企業における女性活躍推進の取組の促進	
		●「DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組の推進 ・第3期計画に基づく取組の推進、第4期計画の策定 取組の推進	
		●DV防止に向けた広報・啓発活動の推進 R2講座開催回数：7回 ・市内学校におけるデートDV予防啓発講座の開催	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
男女共同参画センター管理運営事業 性別に関わりなく男女があらゆる分野で力を発揮できるよう、男女共同参画の意識啓発、相談、情報提供、調査研究など男女平等施策を推進する拠点として「男女共同参画センター」を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会の形成に向けた取組 R2講座等参加者数：2,080人 ●計画的な施設の補修等の推進 ・補修等の実施 ●老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する調査研究の実施 ・男女の抱える悩みに関する相談や女性の就業に関する相談・支援 ・男女共同参画に関する各種講座や研修会の実施 ・ホームページや広報物の活用による情報提供の実施 ・継続実施 ・検討の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」に基づき、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざし、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念とする「かわさきパラムーブメント」を推進しています。
- 多様な主体のさまざまな取組により、めざす理想の状態をレガシーとし、レガシー形成に向けた取組を進め、「ブリティッシュカウンシルとの連携事業」や「サッカー・ユニバーサルツーリズム」など、関係団体や民間企業等と連携したさまざまな取組が創発されています。
- 令和元（2019）年8月には、レガシー形成に向けた取組が、共生社会の実現に向け先導的であると評価され、「先導的共生社会ホストタウン」として国から認定されました。さらに、令和3（2021）年1月には同じく先導的共生社会ホストタウンである世田谷区や国と連携し、「共生社会ホストタウンサミットin多摩川」を開催しました。



発達障害児を対象とした親子サッカー教室



共生社会ホストタウンサミット in 多摩川

2 施策の主な課題

- かわさきパラムーブメントの理念浸透や機運醸成については、徐々に進み、それぞれが主体となった取組が各地域で行われています。今後、さらにムーブメントを大きくするため、より一層理念浸透に向けた取組を進めるとともに、市民や事業者等と引き続き連携しながら新たな取組を創発していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」という「かわさきパラムーブメント」の理念浸透に向けた、推進体制の構築と取組の推進
- ★ 「かわさきパラムーブメント」のめざす「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向けた、レガシー形成に資する取組の推進

4 直接目標

- それぞれが個性を活かし、すべての人が活躍できるまちの実現

5 主な成果指標

※ 成果指標として「各レガシーの形成された状態への達成度から測る共生社会の実現度」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
かわさきパラムーブメント推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」のため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期かわさきパラムーブメント推進ビジョンの改定(予定) ・プロジェクトやイベントの推進 ●かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等と連携した取組の実施 ・心のバリアフリーに関する研修の開催 ・eスポーツ体験会の開催 ●かわさきパラムーブメントの推進に向けたプラットフォームの構築と多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラムの運営 ・取組支援の実施 ●かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた市施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関連事業の進捗管理の実施 ●ホストタウン・先導的共生社会ホストタウンとしての取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ホストタウン・共生社会ホストタウンとしての取組の推進 ・プリティッシュ・カウンセルと連携した取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進ビジョンに基づく取組の推進 ・市民参加プロジェクトやプロモーションイベントの推進 ・イベントや研修の開催等、取組の実施 ・プラットフォームの構築・運営 ・多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施 ・継続実施 ・ホストタウン・先導的共生社会ホストタウンとしての取組の推進 	事業推進

